

我が国の領土・主権に関する意見書

一昨年、尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件をはじめ、本年の李明博・韓国大統領による竹島不法上陸及び天皇陛下に対する謝罪要求発言、香港民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸など、我が国の領土・主権を揺るがす問題が相次いで発生している。

また、政府は、平穏かつ安定的な維持管理のために、尖閣諸島を国有化した。が、中国側はこれに反発し、海洋監視船による領海侵入など示威行動を繰り返している。

加えて、中国政府が反日デモへの理解を示した結果、その一部が暴徒化し、日本大使館・総領事館への投石や日系企業に対する破壊・略奪行為が行われ、多くの在留邦人の生命と安全が脅かされる深刻な事態となっている。

これらの行為は、これまで連綿と築き上げてきた日中の信頼関係を根本から覆すものであり、いかなる理由によっても暴力や破壊の正当化は許されない。

よって、国会及び政府においては、我が国の領土・主権を守り在留邦人・日系企業の安全確保のために、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 中国政府に対し、圧力外交の自制と早急な事態の沈静化、在留邦人・日系企業に対する安全確保の徹底と反日デモ被害に対する損害賠償を求めること。
- 2 冷静かつ毅然とした対応方針のもと、領土・領海に関する体制強化を図ること。
- 3 尖閣諸島及び竹島が、我が国固有の領土であることの歴史的・国際法的根拠と主張の正当性を広く国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、国土交通大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、市政改革・みんなの会所属議員全員及びみんなの党木村彰男議員